

II. 大規模拠点開発の新局面

～首都圏指定都市の大規模拠点開発から定住自立圏への示唆～
基盤整備・規制緩和・地方分権の活用

①交通インフラの整備

優位性を保つ首都圏にあっても開発の起爆剤となったのは、交通インフラの整備である。これがあつてはじめて、日常生活圏の拡大と時間短縮が図られ、相対的に低廉な大規模遊休地が開発適地へと変貌した。

→全国の定住自立圏を考えた場合に、この交通インフラとは、市内路面電車等を含む軌道系交通なのか、高速道路および一般国道などの道路か、もしくは空港や港湾なのかは、定住自立圏の状況による。八戸をモデルとした定住自立圏に関していえば、岩手県北部を含めた道路整備である。これら整備については、費用対効果を考慮しながらも着実に進める必要がある。

49

II. 大規模拠点開発の新局面

～首都圏指定都市の大規模拠点開発から定住自立圏への示唆～

②民間主導の再開発

一連の大規模拠点開発の陰の主役は外資系ファンドである。まちづくりを一切考慮しない収益還元的な発想から事業を取捨選択し、これが市場ベースの開発や事業選択を自治体に余儀なくした。持ち株会社解禁等、規制緩和策の影響も大きい。

→政府系資金が縮小しているなかで、定住自立圏の開発を進めるための民間資金の調達方法が問われている。市場から評価される情報提供や環境整備、基盤づくりが必要となるほか、レベニュー債や免税債の発行など、地方債市場の活性化に資する制度の導入を検討する必要がある。

50

II. 大規模拠点開発の新局面

～首都圏指定都市の大規模拠点開発から定住自立圏への示唆～

③意思決定の迅速化と行財政改革による事業手法の見直し

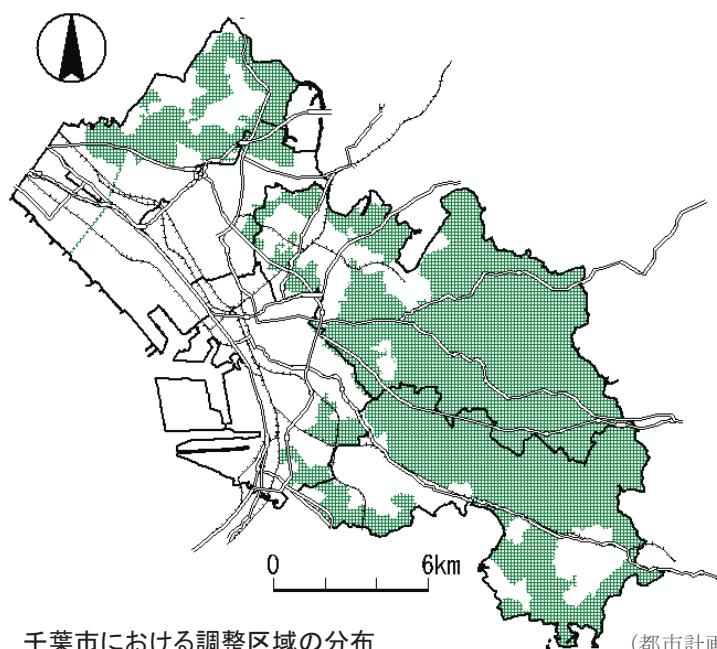
民間資本のスピードになんとか合わせて機動的な意思決定を図りながら、総合的なまちづくりの視点を重点的に付与することが必要となっている。このために、権限移譲に基づく都市計画決定を機動的に運用している(H10年～11年⇒10.5件／年 H12年～18年⇒23.6件／年。最低H10年⇒5件 最高H16年⇒42件)。また、公共団体施行から民間団体施行へ、法定再開発や区画整理事業から地区計画方式等へと変更し、事業規模・期間・地区的縮小、公共公益施設の縮小を図っている。さらに、まちづくり交付金を当該地区に重点的に活用して、必要なまちづくりを自治体としても進めている(都市再生整備計画／川崎駅周辺地区・28ha・250億円／小杉駅周辺地区・214ha・280億円他)。

→都市計画事業の経験が少ない地方都市は、法定再開発や公共団体施行で事業を進めることができが少なくない。事業推進に係るノウハウ伝授や、責任の所在を明確に迅速に意思決定ができる体制が必要である。さらに、公共サイドでまちづくりを調整するにあたって地域事情に応じて弾力的に使える一般財源ないし総合補助金が欠かせない。

51

III. 土地利用規制と都市経営／千葉市

～調整区域における開発行為等が人口及び財政に与える影響～



千葉市における調整区域の分布

■面積 272.08km²

■人口 938,695人

東京湾の北東部に面し、千葉県のほぼ中央部、東京から約40km東に位置

- 市全域が都市計画区域であり、区域区分がなされている。
- 調整区域の割合は約53%（首都圏の政令市中最大）
- 調整区域のうち約15%が農振法による農用地区域に指定されている。

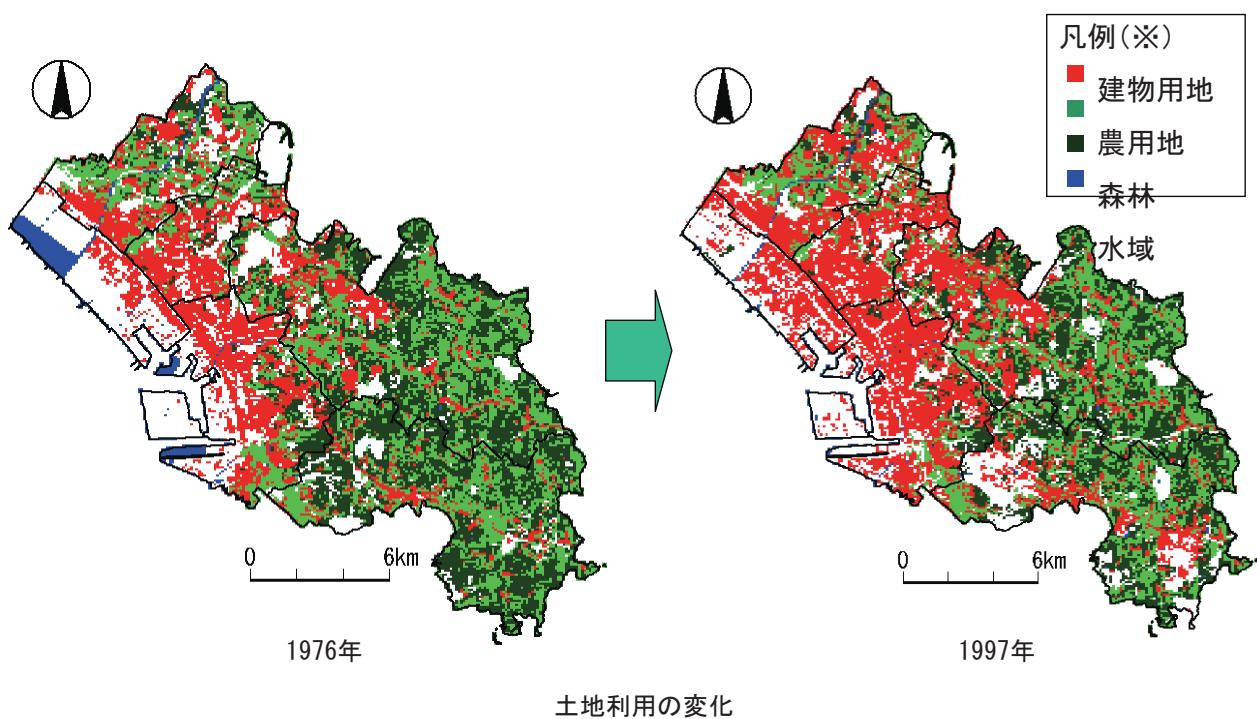
(都市計画情報検索サービス

http://www.gis.survey.ne.jp/chiba_city/index.htm

に基づき作成)

52

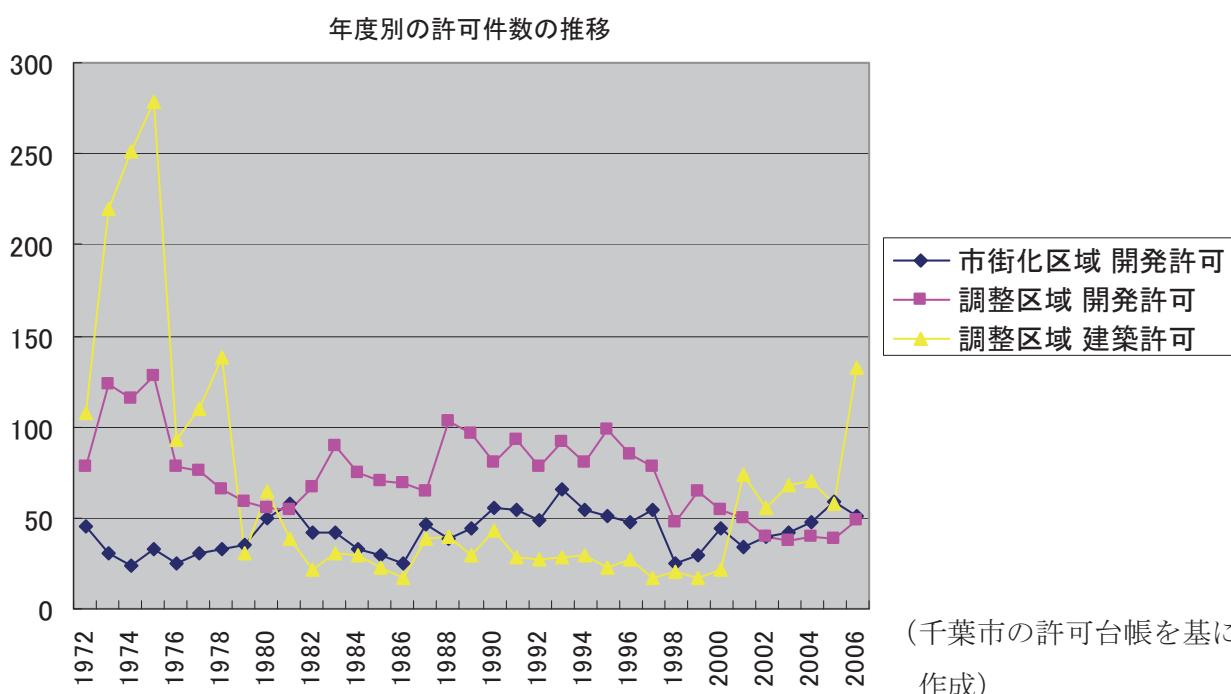
土地利用の変化



(国土数値情報 土地利用細分メッシュデータを基に作成)

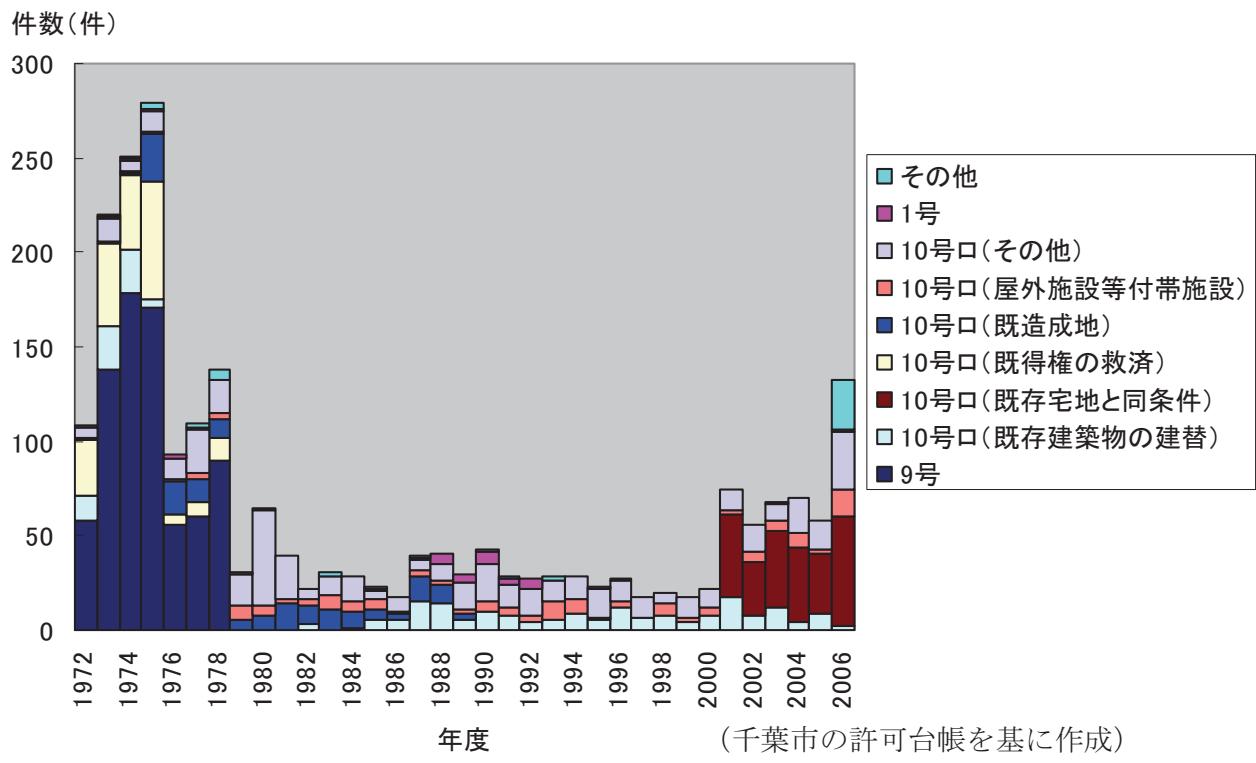
53

千葉市の調整区域における開発、建築の件数



54

調整区域における建築許可の立地基準別面積 の年度推移



①農振法による開発行為等の抑制効果

→農用地区域は、市街化を完全な抑制はできず／農用地区域における開発面積は調整区域全域の約1/2程度に抑制

	農用地区域	調整区域全域
総面積	2,157ha	14,340ha
開発面積	44ha (建築を主目的とする農用地区域除外 44ha)	530ha (開発許可 459ha 建築許可 80ha)
1haあたりの開発面積	0.020ha	0.038ha

②開発・建築許可件数及び人口・世帯数間の相関 (1972~2001年度の10年度ごと及び2002~05年度の件数)

→強い相関関係なし／地域衰退と利用規制は因果関係なし

	開発許可件数	建築許可件数	世帯数変動率	人口変動率	人口	世帯数
開発許可件数	1.0000					
建築許可件数	0.4256	1.0000				
世帯数変動	0.3775	0.2567	1.0000			
人口変動	0.2875	0.3185	0.8979	1.0000		
世帯数変動率	0.2705	0.2262	0.5489	0.6184	1.0000	
人口変動率	0.2339	0.2395	0.5431	0.6935	0.8795	1.0000

許可件数と人口、世帯数の間の相関はいずれも0.2~0.4

→許可が必ずしも世帯数・人口の増加率增加に直結しているとはいえない

57

③許可が財政に与える影響の検証

想定する開発行為(40世帯・120人・世帯所得700万円)

ケース(1)

市街化区域において共同住宅の建築を目的とした開発行為(公共施設の新設なし)

ケース(2)

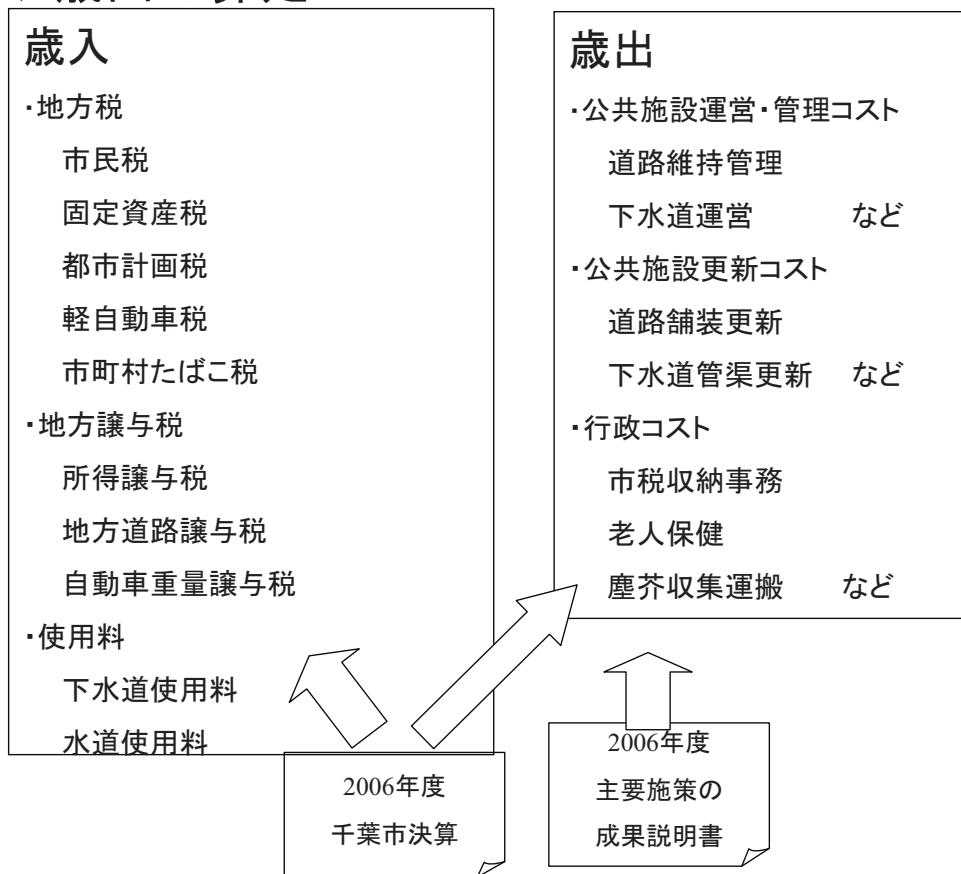
市街化区域における専用住宅の建築を目的とした開発行為(道路延長592m、下水道、水道の新設あり)

ケース(3)

調整区域における専用住宅の建築を目的とした開発行為(道路延長692m、下水道、水道、公園の新設あり)

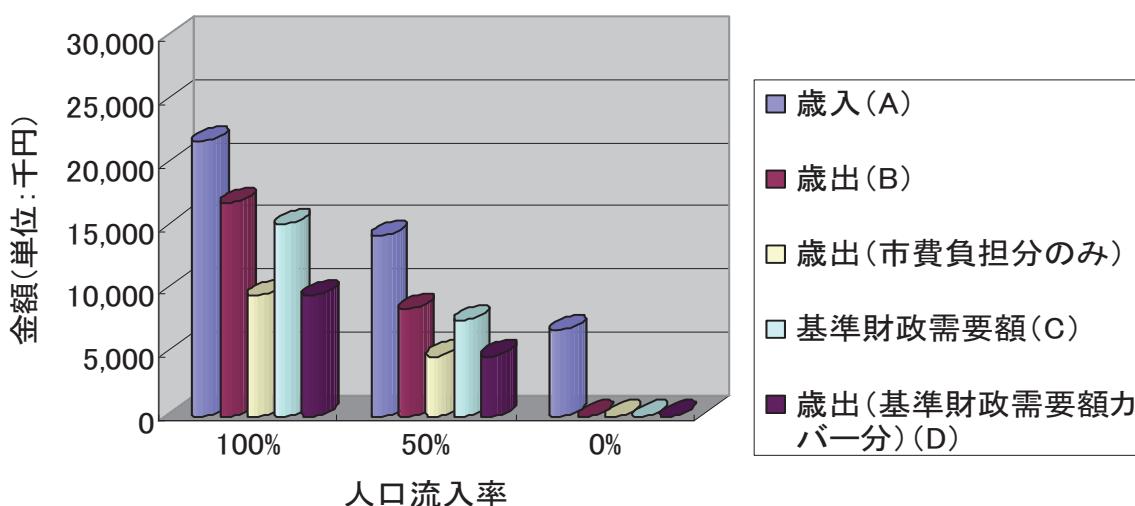
58

歳入・歳出の算定



59

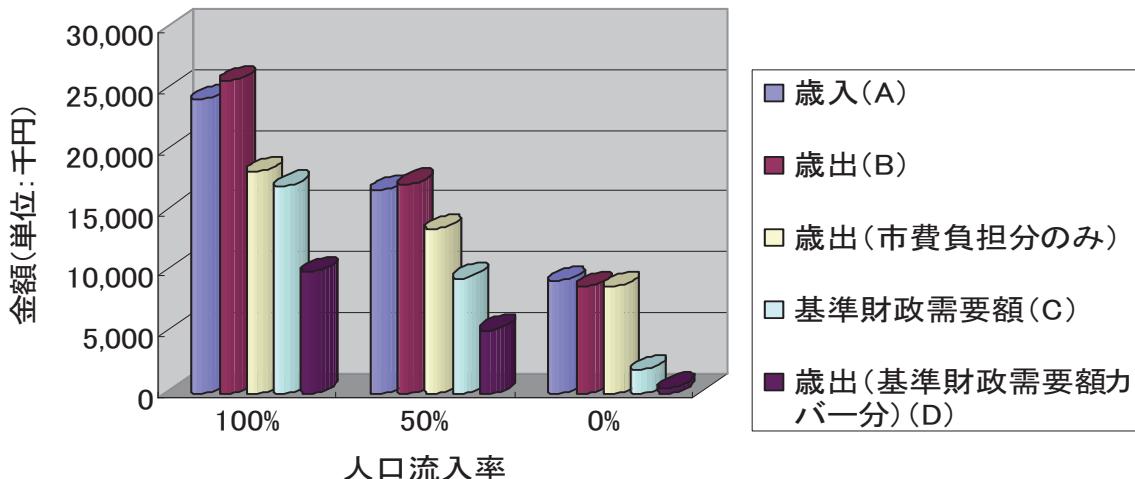
結果：ケース(1)市街化区域に共同住宅



→ あらゆる場合において、歳出を歳入が上回っている。開発を進めることができが、市町村の財政運営にとっても、国・地方を通じた政府全体の財政運営にとっても、望ましいケース。三つのケースを通じて、最小の行政経費で開発行為を進めることができる。

60

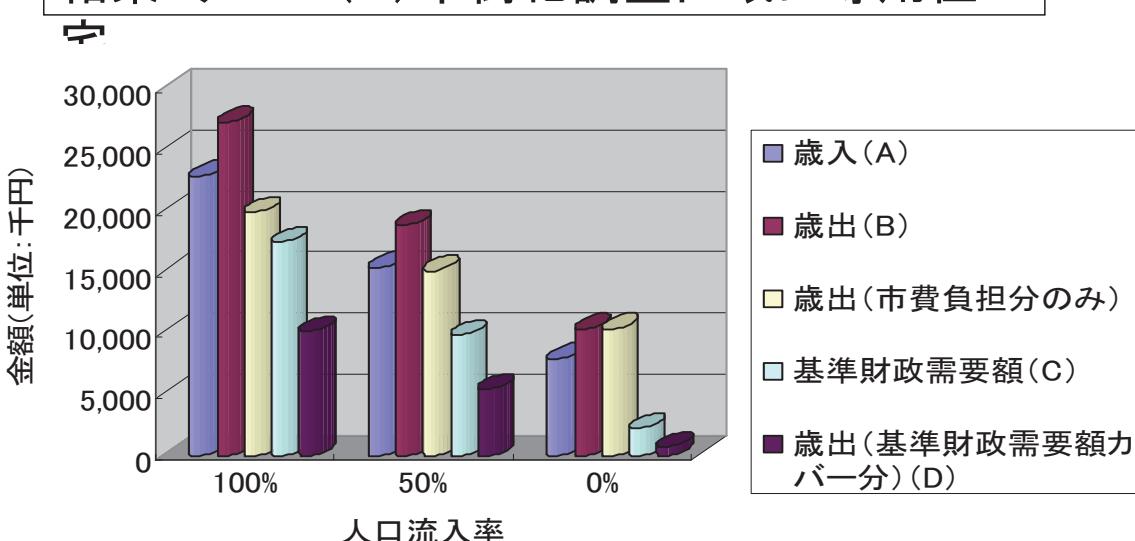
結果：ケース(2)市街化区域に専用住宅



→ 市費に限定すれば、ケース(2)と同様に、人口流入率に関わらず歳入増は歳出増を上回り、市はやはり開発に積極的に取り組むと考えられる。しかし、市費に国・県負担分を加えた政府支出全体でみれば、市外からの人口流入率が100%、50%の場合には、歳入増が歳出増を下回っている。市街化区域にかかわらず、こうした結果となったのは、新設された公共施設(道路、下水道、水道)に関して、将来の更新費用を要するからである。

61

結果：ケース(3)市街化調整区域に専用住



→ケース(3)においては、政府全体でみれば、市外からの人口流入率に関わらず、歳入増が歳出増をさらに下回っている。しかし、市費に限定した影響では、人口流入率が0%の場合を除いて、一般財源のフローベースでは歳出を歳入が上回る余裕がある。一般的に、調整区域には既存公共施設が未整備であるため、調整区域における開発行為には多くの公共施設の新設が必要となる。このことが公共施設更新コストを押し上げ、将来的に財政を悪化させる可能性が高い。

62

III. 土地利用規制と都市経営

～首都圏指定都市の土地利用実態から定住自立圏への示唆～

- (1)歳入に関しては、市外流入がゼロであっても、家屋更新等に伴って、一定の增收を記録している。市の歳入として一番期待できるのは、市街化区域内に専用住宅が建設された場合であり、次いで調整区域に専用住宅が建設された場合、最後は、市街化区域に共同住宅が建設された場合である。
- (2)これに対して、歳出は、新たに必要となる公共施設整備の多寡を主たる要因に、ケース①<ケース②<ケース③となっている。市街化区域に共同住宅をたてるのがもっとも行政的には安上がりであり、調整区域に専用住宅を建てるのはもっとも費用がかかっている。
- (3)歳入と、施策積算から算定した歳出を比較すれば、ケース②、ケース③で歳入増<歳出増が発生しており、公共施設整備を伴う開発行為は、市街化区域内の専用住宅建設であっても、後年度に予想される施設更新のあり方等の課題から、国・地方を通じて、現在の歳入水準を上回る歳出を余儀なくされる可能性がある。

63

III. 土地利用規制と都市経営

～首都圏指定都市の土地利用実態から定住自立圏への示唆～

- (4)しかし、施策積算から算定した歳出のうち市費負担分のみを比較すれば、ほぼ全てのケースにおいて歳入増>歳出増となっている。この結果から、公共施設整備を伴う開発行為は、市の一般単独・フローベースでは、国・都道府県負担分だけ、財政負担が軽減され、より開発志向的になる可能性がある。
- (5)また、「基準財政需要額の算定方法を利用した歳出」と、「施策積算から算定した歳出から国費、県費及び公共施設更新コストを除いた値」を比較すれば、いずれのケースでも、前者は後者と比べて同値もしくは大きい。さらに、市外からの人口流入率が高いほど、また、ケース①<ケース②<ケース③の順番で、両者の差は拡大している。つまり、更新投資を考慮しないフローベースにおいて、調整区域を開発した場合のほうが交付税上も、有利となる可能性がある。



64

III. 土地利用規制と都市経営

～首都圏指定都市の土地利用実態から定住自立圏への示唆～

(A) 定住自立圏単位での区域区分(線引き)制度の導入

区域区分制度を導入している千葉市においても、調整区域における市街化を完全に抑制することができなかった。調整区域内の農振農用地区に関しても、そうでない調整区域と比較して開発面積を半分程度に抑制できたにとどまる。農振農用地区に囲まれながらも、未線引き地域や都市計画が設定されていない地域を抱える定住自立圏においては、一層のスプロール化が進展するのは必至である。しかも、相対的に人口密度が高く、都市施設の効率利用が期待できる千葉市において、開発行為によって専用住宅を建設するケースでも、市歳入では賄いきれない歳出が発生する可能性があった。人口密度の低く、施設効率の悪い地方の定住自立圏において、必ずしも開発行為によらず、住宅開発を進めた場合には、さらに自治体負担が増加することになる。従って、日常生活行動圏である商圈・医療圏に相当する定住自立圏単位で、人口や環境等に基づくフレームを設定し、区域区分制度を実施すべきである。ちなみに、許可件数と人口には相関関係がなく、区域区分制度の導入が地域衰退をもたらすとは必ずしもいえない。

65

III. 土地利用規制と都市経営

～首都圏指定都市の土地利用実態から定住自立圏への示唆～

(B) 市街化区域内における更新投資の誘導と一般財源化の推進

必要以上に開発志向的になることを抑制し、今まで以上に、市街化調整区域よりも市街化区域に、また、専用住宅よりも共同住宅を誘導する必要がある。このためには、補助金制度を廃して一般財源化し、事業主体たる市町村や住民が、維持管理経費や後年度更新投資をトータルに負担と考えて、受益と負担を一致して認識しやすい体制を整えることが重要である。さらに、後年度の更新費用を内部留保させておく仕組みも充実させることが考えられる。このほか、態容補正・事業費補正等の修正により、市街化区域内の維持運営費用や設備更新費用をより的確に交付税上、評価する必要がある。

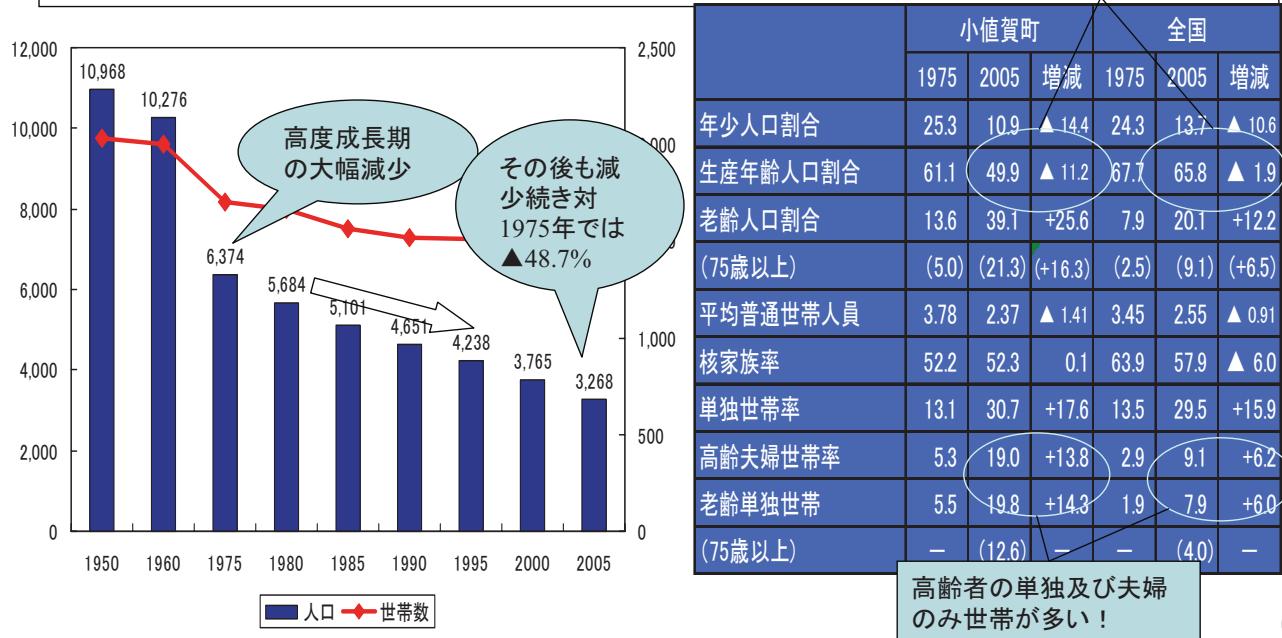
66

IV. 超高齢社会の地域経営／離島比較

1 条件不利地の典型的な小規模自治体：長崎県小値賀町

- 高度成長期の1960年頃から本土への流出によって急激に減少
- 生産年齢層の流出が顕著。老齢人口比率が全国に比べ非常に高い。
- 一人暮らし又は夫婦のみで暮らす割合が高い。

生産年齢層が特に少ない！

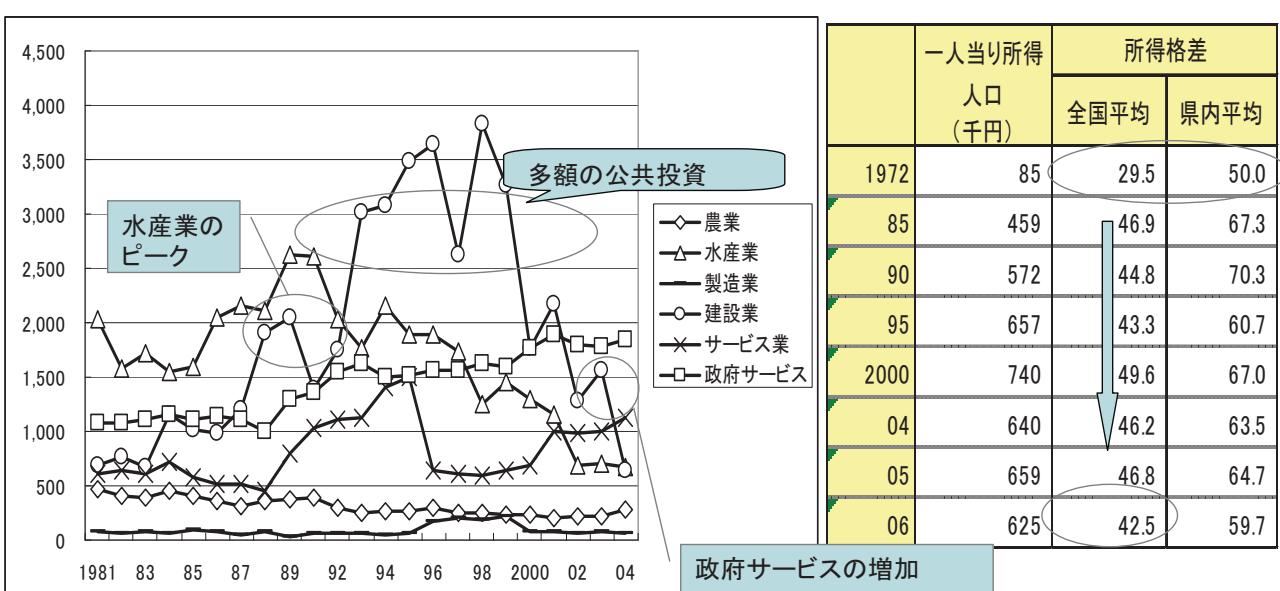


67

・経済状況

○町の経済を支える産業は、かつての建設業は大幅に生産額を減少させており
現在では高齢化に伴い社会保障給付の増加により生産額を伸ばしてきた政府
サービス

○所得水準は、1972年当時と比較すると所得格差が大幅に改善。しかし、依然として低位にあり、離島住民の生活は厳しい。



68

財政状況(類似団体比較)

- 歳入:自主財源に乏しく、地方交付税への依存大
- 歳出:公債費負担が重く、投資的経費を縮減
- 基金規模が小さく、臨時的需要への対応が課題
- 積極的な投資の結果公共施設整備水準は高い

財政力指数 0.10

(類似団体 0.18)

経常収支比率 90.0

(類似団体 87.7)

実質公債費比率 13.7

(類似団体 14.1)

公共施設の状況		
区分	小値賀町	類似団体
道 路 改 良 率 %	18.3	48.7
道 路 舗 装 率 %	76.5	55.4
し 尿 处 理 衛 生 处 理 率 %	98.8	93.8
ごみ焼却・高速堆肥化処理率 %	54.6	52.8
上 水 道 等 普 及 率 %	99.6	87.9
下 水 道 等 普 及 率 %	84.6	44.2
小学校非木造面積比率 %	99.2	95.1
中学校非木造面積比率 %	100.0	96.6
病院・診療所病床数 床	5.1	9.1

	類似団体比較(住民1人当たり)				類似団体比較(住民1人当たり)		
	小値賀町	類団	対類団		小値賀町	類団	対類団
歳入総額	883,574	987,422	89	歳出総額	863,475	959,377	90
地 方 税	45,054	84,304	53	人 件 費	177,673	178,894	99
地方交付税	557,066	481,190	116	投 資 的 経 費	98,668	191,158	52
使 用 料	8,652	26,739	32	う ち 单 独 事 業 費	30,209	77,280	39
手 数 料	3,856	2,733	141	公 債 費	242,396	171,523	141
国庫支出金	31,069	56,569	55	繰 出 金	97,174	84,083	116
都道府県支出金	87,876	70,268	125	地 方 債 現 在 高	1,276,053	1,288,094	99
地 方 債	60,604	99,711	61	積 立 金 現 在 高	260,380	513,925	51

69

小値賀町の将来シミュレーション

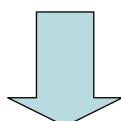
人口推計及びこれまでのトレンドから、世帯の状況、産業構造等を推計

①人口

国立社会保障研究所(2005)を基に、各年度の中間年の人口の伸びを一定として算定

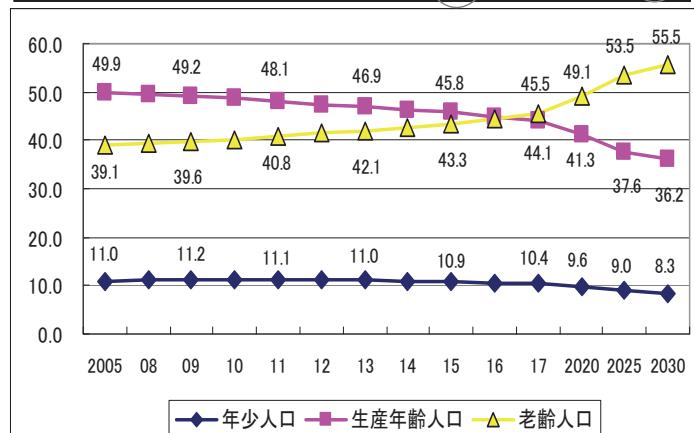
○大幅な減少傾向続き、2030年には人口半減

○2017年を境に生産年齢人口と老齢人口割合が逆転



2030年には2人に1人以上が高齢者！

区分	2005	2010	2015	2020	対2005	2025	2030	対2005
人 口 総 数	3,268	2,830	2,428	2,071	▲ 36.6	1,741	1,457	▲ 55.4
年少人口	358	316	264	199	▲ 44.4	156	121	▲ 66.2
生産年齢人口	1,631	1,376	1,112	856	▲ 47.5	654	527	▲ 67.7
老齢人口	1,279	1,138	1,052	1,016	▲ 20.6	931	809	▲ 36.7



70

②各項目の推計手法

● 地方交付税

普通交付税は、単位費用及び各補正係数は2007年度数値で一定。人口構造の変化により直接影響を受ける測定単位等の数値の変動のみを考慮して基準財政需要額を算定。基準財政収入額は歳入と同様に設定。特別交付税は2005年度－2006年度の減少率▲9.8%で今後も減少すると仮定。

● 人件費

特別職報酬は2007年度額で一定とする。一般職給与については、定期昇給を加味したうえで、集中改革プランの職員削減数を使用し以降は現在の職員年齢構成から退職者数を想定し、職員3減ごとに職員1名臨時職員1名を採用すると仮定して算定する。

● 物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、災害復旧事業費

直近3年度平均で推移するとして算定する。

● 扶助費

社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、教育費に分類後老人福祉費は老齢人口、児童福祉費及び教育費は年少人口の推移に連動させ算定している。

● 公債費

小値賀町総合計画実施計画に起債された事業にかかる地方債の2009年度発行分までを考慮した公債費に歳入の地方債の項で推計した地方債の発行にかかるものを加え算定

● 普通建設事業費

国庫支出金、県支出金と同様の方法で算定。

● その他

積立金、投資及び出資金・貸付金については考慮しない。

③財政シミュレーション結果

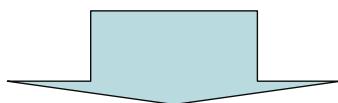
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017			
歳入	地方税	154,689	152,334	150,033	147,893	145,752	143,612	141,471	139,277	137,377	135,477		
	地方譲与税	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690	30,690		
	地方特例交付金等	44,103	44,103	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103	41,103		
	地方交付税	1,645,512	1,601,266	1,567,500	1,454,046	1,424,145	1,406,142	1,381,673	1,359,949	1,235,429	1,220,190		
	国庫支出金	348,252	131,194	127,259	123,441	119,738	116,145	112,661	109,281	106,003	102,823		
	都道府県支出金	277,269	268,951	260,882	253,056	245,464	238,100	230,957	224,029	217,308	210,789		
	地方債	445,000	99,000	133,950	129,932	126,034	122,253	118,585	115,027	111,577	108,229		
	その他	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897	104,897		
	歳入計	3,050,413	2,432,436	2,416,315	2,285,058	2,237,823	2,202,942	2,162,037	2,124,254	1,984,383	1,954,198		
歳出	人件費	545,158	545,158	539,571	535,303	529,716	525,449	519,861	515,594	510,007	504,419		
	物件費	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961	383,961		
	維持補修費	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794	14,794		
	扶助費	92,788	92,204	形式収支はほぼマイナスに！					89,666	89,032	88,260	87,499	86,737
	補助費等	297,862	297,862						297,862	297,862	297,862	297,862	
	公債費	560,000	468,000	381,000	373,465	343,859	337,184	290,682	277,900	252,062	259,103		
	繰出金	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160	323,160		
	投資の経費	870,000	382,000	372,389	361,217	350,381	339,869	329,673	319,783	310,190	300,884		
	歳出計	3,087,723	2,507,139	2,404,304	2,380,695	2,334,032	2,311,945	2,249,025	2,221,315	2,179,534	2,170,920		
歳入歳出差引		▲ 37,310	▲ 74,704	12,011	▲ 95,637	▲ 96,209	▲ 109,003	▲ 86,988	▲ 97,061	▲ 195,150	▲ 216,721		
基金残高		575,617	500,914	512,925	417,287	321,078	212,075	125,087	28,026	▲ 167,124	▲ 383,846		

基金額の減少

基金の枯渇

将来の離島地域の姿

- 一方で町の財政状況は、逼迫していくことでこれまでのような積極的な行政投資を行うことが困難となり、余分なサービスを可能な限り抑えながら必要最低限の行政サービス確保のために財政を切りつめていくという状況に直面。



しかし、決して「暮らせない」状態になるのではなく、公共サービスが割高となりサービスの「水準」確保が難しくなることによる「暮らしにくい」「以前より不便」な状態になると考えられる。

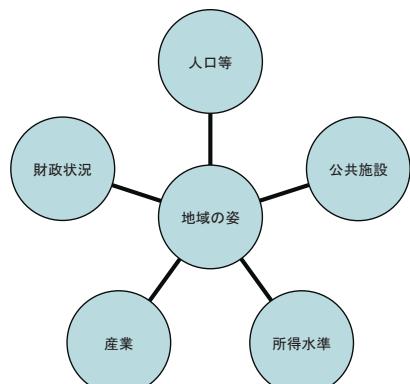
73

- 小値賀町と同規模の離島地域において、地域活性化が試みられているとされる四つの特殊ケース

- ①産業基盤が確立されているケース（香川県直島町）
- ②現行の離島振興法以上の優遇措置があるケース（沖縄県竹富町）
- ③都道府県から財政移転があるケース（東京都新島村）
- ④①～③に該当せず地域振興策に活路を見いだすケース（島根県海士町）



各ケースの人口、財政状況、公共施設、産業等を検証し、離島地域の姿を検証



74

4-1 香川県直島町

- 高松市の北方13kmに位置し、人口3,538人
- 1917年に三菱鉱業、三菱マテリアル(株)直島製錬所設立
- 以来、東洋一の金生産を誇る当該企業と関連企業の立地によって飛躍的な発展
- 人口、財政、公共施設、産業、所得のすべての項目において三菱マテリアル(株)の影響
- 関連産業を含めた雇用効果は生産年齢層が島に多く残る人口構造につながり、同時に自治体に税収増加をもたらす。
- 一方で、「企業城下町」であるがゆえに企業の業績や合理化等の影響に左右されることが避けられない側面もある。



75

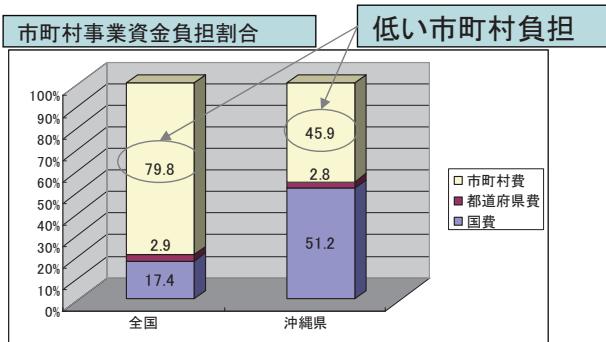
4-2 沖縄県竹富町

- 沖縄県八重山諸島に属する日本最南端の町。西表島、竹富島、波照間島等16の島々。
- 町の役場が経済、交通アクセスの事情から石垣市に置かれるという特異な行政形態。
- 人口は1980年以降、県外からの転入者の増加と高い出生率を背景に増加傾向。2005年には4,192人と1975年から20.9%の増加。
- 沖縄振興特別措置法による財政移転に大きく影響。
- 観光需要の増加を背景とした観光関連サービス業が基幹産業となっている。



沖縄県の市町村は、沖振法のかさ上げ措置により全国平均と同じ水準の財源額で1.77倍の事業規模を確保することが可能。

	本土	離島	沖縄
河川改修	1/2	1/2	9/10
道路改築(市町村道)	1/2	5.5/10	8/10
港湾(地方港湾)	4/10	8/10	9/10
廃棄物処理(ごみ処理)	1/4	1/3	1/2



4-3 東京都新島村

- 東京都心から約150kmの沖合に位置する新島、式根島から構成される、人口3,161人の島。基幹産業はマリンレジャーを中心とした観光業であるが、近年低迷しており、建設業の就業割合が高くなっている。
- 人口は、高い出生率と2000年に発生した新島・神津島近海地震からの復興作業に伴い近年落ち着きを見せており、1995年からの10年間ではほぼ横ばい。
- 総合交付金等により、地方交付税総額を超える財政移転を東京都が実施。総合交付金は、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補充を目的とし、「財政状況割」「経営努力割」「まちづくり振興割」「特別事情割」によって算定される。この結果、実質公債費比率は4.8%と非常に低い。



77

4-4 島根県海士町

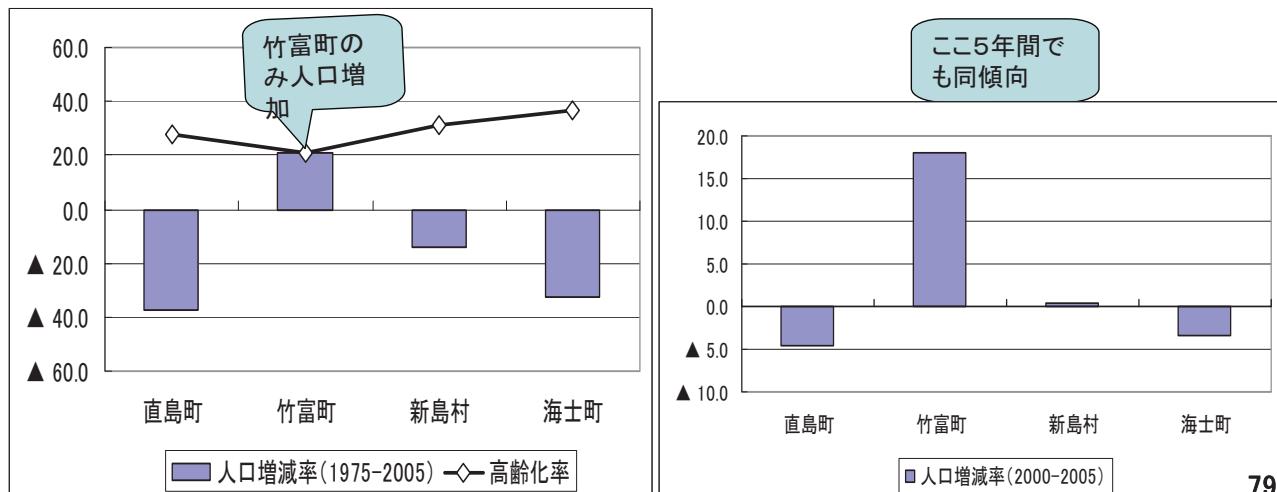
- 島根半島の沖合約60kmに浮かぶ隠岐諸島の中之島にある人口2,581人の島。
- 人口は1950年以降減少の一途であり、1975年と比較すると▲32.2%の大幅減少を示している。
- 財政状況は、歳入では自主財源に乏しく地方交付税等に大きく依存している。歳出では1990年代の国の経済対策に呼応して多額の公共事業を行った結果、地方債残高が1999年には累積で101.8億円にも及ぶなど危機的状況にある。
- 基幹産業は農漁業の第1次産業と建設業。
- 徹底した行革(人件費削減で1999~2005年合計14億円を捻出)／特別職、一般職を含めた大幅な給与カット(ラス指数 72.1(2006)と全国最低水準)、退職不補充や早期退職推進
- 産業振興策／島まるごとブランド化・海産物瞬間凍結を可能とするCASを4億円で導入／定住促進策・役場や第3セクターをUIターンの雇用の場とすることによって2004年～2006年度の3年間で72世帯138人のIターン

78

離島比較分析:①人口動態

- 人口動態は、竹富町(+20.9%)、新島村(▲14.2%)、海士町(▲32.2%)、直島町(▲37.3%)の順
- 高齢化率は低い順に竹富町、直島町、新島村、海士町

人口増減率と高齢化率



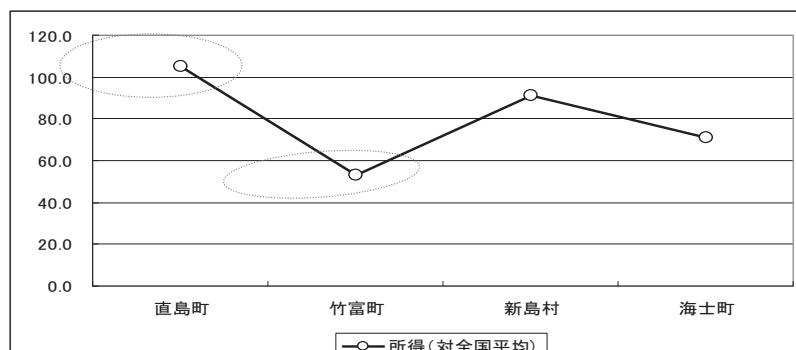
79

離島比較分析:②所得水準

- 三菱マテリアルによる影響が大きい直島町が最も高い。
- 人口増加が顕著な竹富町は最も低い水準となっている。

○所得手段の有無が居住を制限する大きな要因であることに違いはないが、単純に所得水準が高ければ人口流出に抑制がかかるというわけではない。
○所得水準の高低は人口動態と関連しているが、**決定的要因ではない**。

所得水準の比較 (類似団体=100)



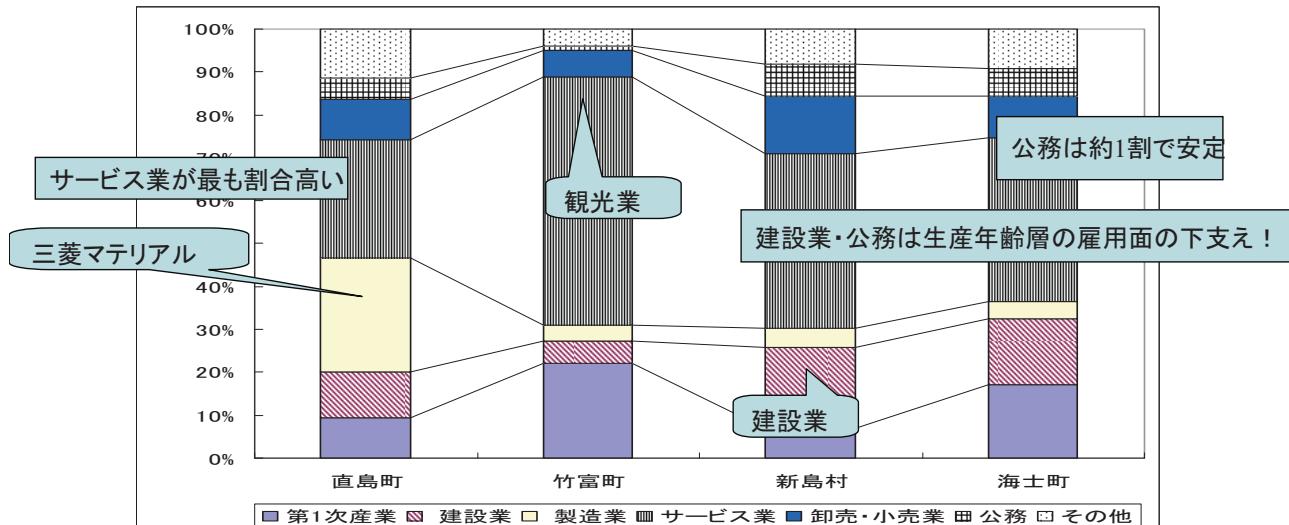
80

離島比較分析:③産業構造

- 竹富町 → 人口増加は旺盛な観光需要を背景とした観光業の確立
- 直島町 → 人口減少は三菱マテリアルの合理化の影響大
- 新島村 → 人口は横ばいで観光業は厳しいが、建設業者の割合が高い

○人口動態は地域の産業動向に大きく影響を受ける。

○特に生産年齢層を雇用できる観光業や製造業という産業の存在が若年層、生産年齢層の定住につながり、島の持続性が保たれる。



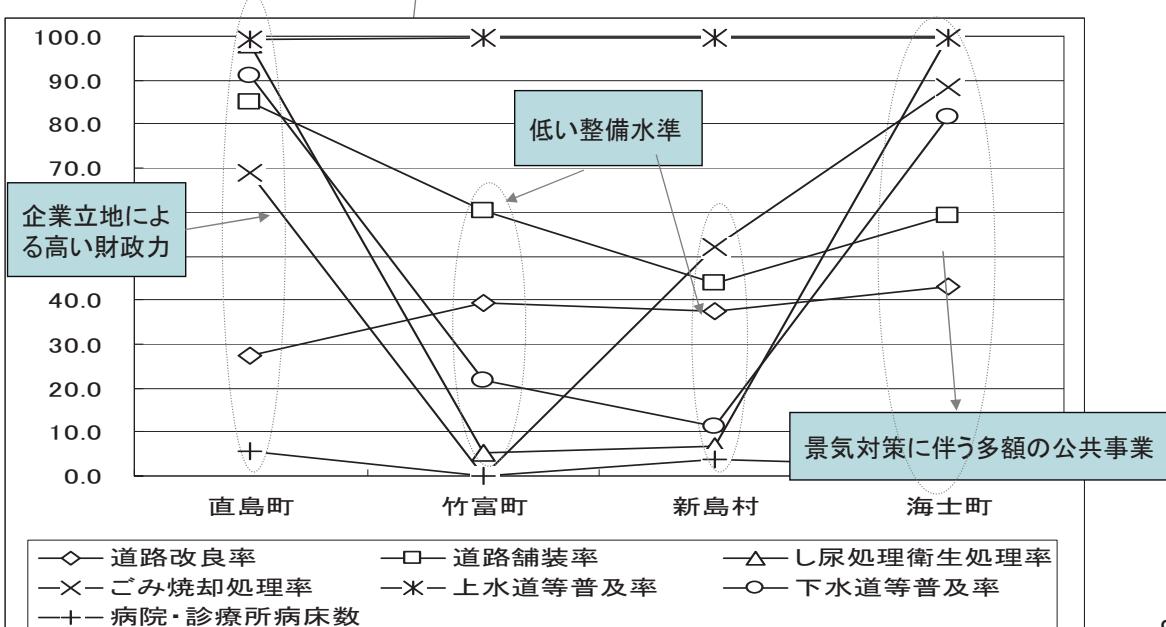
81

離島比較分析:④公共施設

○直島町、海士町の整備水準が高い。

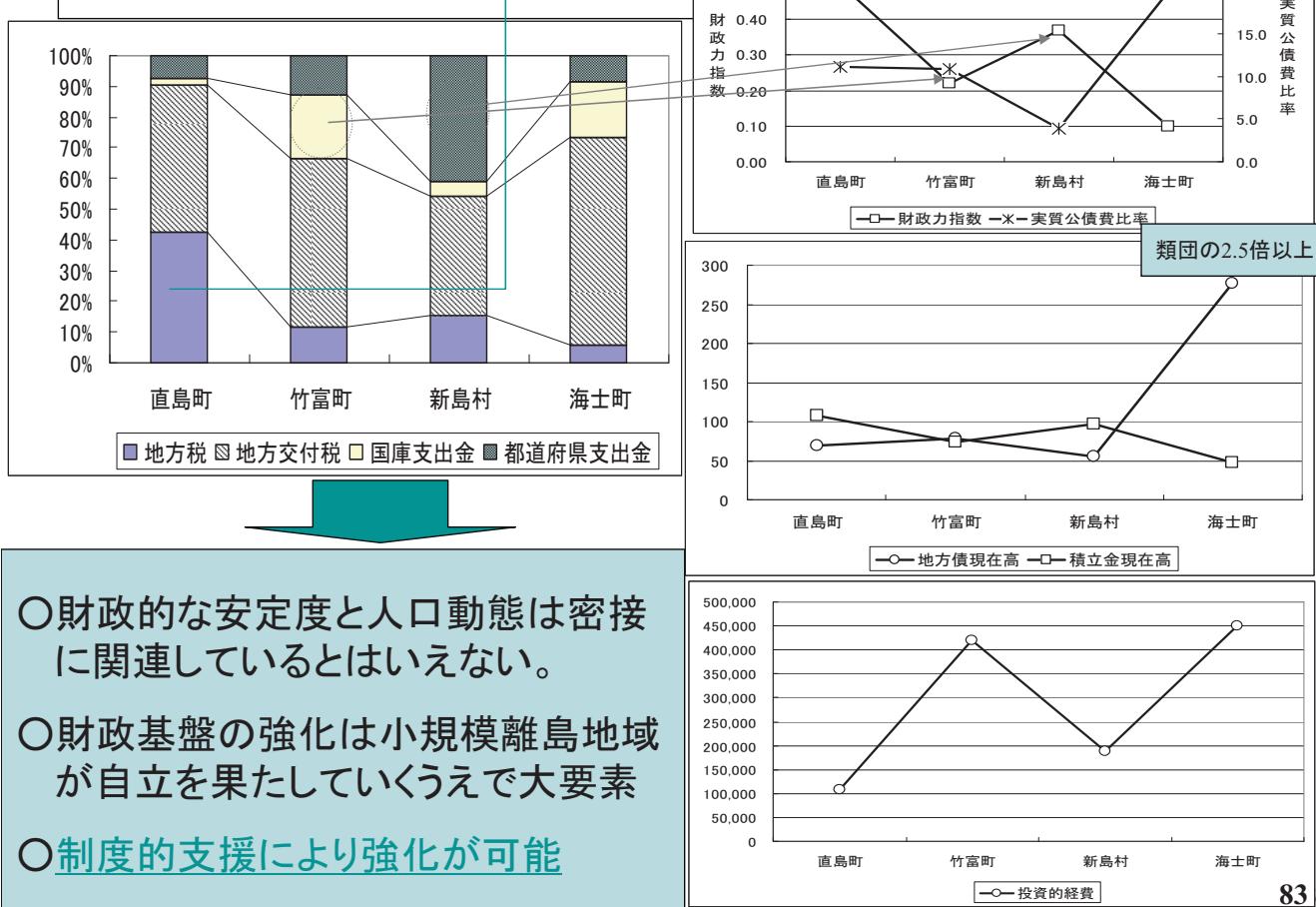
○竹富町、新島村は下水道関係を中心に整備水準は低い。

→ 公共施設整備水準は人口動態と必ずしも直結しない。



82

離島比較：⑤財政構造



83

IV. 超高齢社会の地域経営／離島比較

～条件不利地の小規模自治体から定住自立圏への示唆～

(1) 人口減少とともに進む条件不利地の窮乏化

離島地域ほどではないものの今後も少子高齢化とともに人口減少が進む。小値賀町のシミュレーションによれば、離島地域においても暮らせなくなるわけではないが、生活はより寂しく不便になる。最低限度の行政サービス維持のための単位費用は高くなるが、交付税総額で減少する。窮乏化の進む財政を支える基金の枯渇が進む。

→条件不利地だけで市町村サービスを完結することは、より割高かつ困難に。定住自立圏全体での総合的な暮らしやすさの確保が重要。定住自立圏内でさらに合併を進めるか、もしくは、定住自立圏内の中心都市が一部市町村サービスを提供することが必要。

→逆に出生率の回復や外国人居住者の増加により、定住自立圏内の人口増加をはかることも重要。竹富町にみられるとおり、人口増加や高い出生率は、所得が低くとも地域に活気をもたらす。このために、定住自立圏を単位にモデル団体を定めて、地方交付税による充当を前提により徹底した出生回復策を実施したり、構造改革特区等をさらに活用して外国人労働者との共生を図ることが、考えられる。

84

IV. 超高齢社会の地域経営／離島比較

～条件不利地の小規模自治体から定住自立圏への示唆～

(2) 生産年齢層を雇用できる民間事業の重要さ

竹富町の観光業や直島の三菱マテリアルなど、地元資源を活用できる地域産業の育成・誘致が、人口増加や生産所得の確保という点から極めて重要。この場合、「徹底した行革により政策的経費の財源を捻出し、産業振興と定住促進に自治体自らが取り組くむ」ことも考えられる。しかし、海士町にみられるとおり、第三セクターを含めて自治体自ら行うことには、高い財政的リスクがつきまとう。役場職員の存在や公共事業は、地域経済に対して一定の下支え効果をもつにすぎない。こうした傾向は定住自立圏においてさらに強まる。

→ここ十年の青森県・八戸市の動向に現れていますとおり、東京をはじめとする誘致企業の存在は大きい。現在でも、コールセンター等の地方立地は進んでおり、誘致企業に対してはすでに地方税や地方交付税に係る特例もある。今後は、これら制度を拡充し、一定の条件を前提に、三重県・亀山市や大阪府・堺市に匹敵する規模での工場誘致優遇策を、定住自立圏を単位にモデル団体を定めて、地方税や地方交付税上の措置によって可能にすることが考えられる。

85

IV. 超高齢社会の地域経営／離島比較

～条件不利地の小規模自治体から定住自立圏への示唆～

(3) 必要な一般財源の充実強化

人口減少と高齢化が宿命のように思われている日本の離島地域にあって、人口や若年者が増加している竹富町においては、観光業の背後に、沖縄法による国庫補助金のかさ上げ措置(1.77倍の事業費を確保)があった。また、観光業の不振と地震に悩ませながらも、1割強の人口減少にとどまっていた新島村には、総合交付金等により地方交付税総額を上回る都支出金があった。役場職員や公共事業だけで地域経済は支えられないが、自治体の財政力の充実強化が必要不可欠なことも事実である。

→定住自立圏の中核を担う自治体の財政状況は、条件不利地の自治体よりも優遇策が乏しく、より厳しいことがある。また、同じ財政支援であっても、補助金のかさ上げ措置による竹富町が多額の地方債残高を抱えているのに対して、一般財源相当の総合交付金による新島村は、実質公債費比率も低い。定住自立圏に担う地方都市には、地方税および地方交付税の見直しにより、一般財源の充実強化を図ることが何よりも重要である。また、過疎指定に関しては地区単位とし、過疎振興には過疎債等を地方都市も活用できるようにすべきである。

86

V.定住自立圏構想に向けた係る論点整理

～これまでの地方分権・民間主導の大きな改革の流れを一般財源のさらなる充実をもって継承することが重要～

(A)定住自立圏の行政運営 ~消防・救急・医療が差し迫った課題の一つ

- ①通勤・通学圏に医療圏・商圈を踏まえた関係市町村の合意に基づく圏域設定
- ②定住自立圏単位での人口・環境フレームに基づく線引き制度・広域都市計画
- ③市町村合併や中心都市による事務委託制度の活用による機動的な意思決定体制と効率的な事業執行体制の確保
- ④地域自治区の部分設置等による小さな自治制度の充実

(B)定住自立圏の財政運営 ~地球環境対策を可能とするコンパクトシティ

- ⑤地方都市のコンパクトシティ化や市街化区域内の都市機能更新、地球環境対策を誘導する基準財政需要額の算定と一般財源化の推進、充実
- ⑥思い切った企業誘致や出生率回復策を可能とする地方交付税・地方税制度
- ⑦過疎債の地域自治区単位での指定と、免税債やレベニュー債の導入
- ⑧まちづくりを総合支援できる財政制度や構造改革・地域再生特区の強化

87

資料3

圏域に求められる都市機能

今後5年間の移動理由と移動パターン

- 非大都市圏から大都市圏への移動理由については、入学・進学、就職が大きな割合を占める。
- 一方、大都市圏から非大都市圏への移動理由について、親と同居等、生活環境、転職、定年退職による理由が一定割合を占める。

今後5年間の移動理由と移動パターン(全世帯員)

理由	総割合	(数)	大都市 圏内	大都市圏		非大都市圏 ↓ 大都市圏	非大都市 圏内	大都市圏		非大都市圏 ↓ わからない
				↓ 非大都市圏	↓ 大都市圏			↓ わからない		
入学・進学	5.9	318	2.4	1.4	28.3	3.3	5.2	15.6		
就職	8.4	452	4.3	4.6	22.0	6.2	10.5	16.7		
転職	2.4	130	1.8	7.8	2.5	2.1	2.8	2.4		
転勤	6.2	334	2.7	10.1	9.4	6.5	10.4	6.8		
家業継承	0.6	33	0.3	1.8	-	1.5	0.2	0.2		
定年退職	1.6	86	1.6	6.9	1.9	2.0	0.9	0.4		
住宅事情	18	966	30.5	5.1	1.3	20.2	8.2	5.5		
生活環境	7.1	383	9.3	9.2	7.5	6.1	7.2	3.5		
通勤通学	2.1	113	3.4	0.5	1.3	2.3	1.3	0.5		
親と同居等	6	325	8.4	13.8	2.5	9.1	1.2	0.5		
子と同居等	1.2	62	1.4	-	1.3	2.0	0.2	0.6		
随伴移動	9.8	526	8.5	17.1	7.5	10.3	11.1	8.7		
結婚	14.4	776	12.6	6.5	5.7	11.8	21.8	17.5		
子育て環境	2.2	119	2.8	-	-	3.0	1.7	1.3		
その他	5.6	303	4.2	9.7	2.5	6.1	7.2	5.7		
不詳	8.4	454	6.0	5.5	6.3	7.6	10.0	14.3		
総数	100	(5,380)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
			(1,806)	(217)	(159)	(1,369)	(989)	(840)		

(注)
 データは全国世帯14,731世帯にアンケート調査を実施したもの。
 (有効回収数12,594世帯)
 ・北関東(茨城、栃木、群馬)・東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)・名古屋圏(岐阜、愛知、三重)・大阪圏(京都、大阪、兵庫)・近畿圏(滋賀、奈良、和歌山)を大都市圏、その他を非大都市圏と定義。
 ・左記の調査結果は、今後5年間に移動する見通しの者(5,380人)に対して、5年後の居住地と移動理由を調査した結果。

国立社会保障・人口問題研究所 第5回人口移動調査(H13.7)

1

年齢別、過去5年間における現住地への移動理由（男性）

- 15~24歳の世代では、「入学・進学」、「職業上の理由」が高い割合を占める。
- 25~34歳の世代では、「結婚・離婚」が高い割合を占める。
- 75歳以上の世代では、「親や子との同居・近居」の理由が高い割合を占める。

年齢別、過去5年間における現住地への移動理由(男性)

年齢	総数	(%)	入学・進学	職業上の理由	親や子との同居・近居	親や配偶者の移動に伴って	結婚・離婚	住宅を主とする理由	その他	不詳	移動者割合
男総数	3,286	100.0	4.6	19.1	6.8	6.9	13.7	34.9	8.6	5.4	24.3
15~19歳	156	100.0	33.3	3.8	5.1	10.9	0.0	30.8	6.4	9.6	21.7
20~24歳	335	100.0	26.0	30.7	3.0	2.1	10.1	17.3	6.3	4.5	42.6
25~29歳	540	100.0	0.9	25.7	5.6	1.5	31.3	24.4	6.9	3.7	52.6
30~34歳	495	100.0	0.4	20.6	7.7	0.4	30.1	27.3	9.5	4.0	50.4
35~39歳	385	100.0	0.8	21.0	8.8	0.5	15.1	39.7	8.1	6.0	42.2
40~44歳	239	100.0	0.4	19.7	5.9	0.4	6.7	48.5	13.4	5.0	25.8
45~49歳	177	100.0	0.0	23.7	6.8	1.1	5.1	46.3	10.2	6.8	17.1
50~54歳	162	100.0	0.0	24.1	7.4	0.0	6.2	47.5	8.6	6.2	12.3
55~59歳	120	100.0	0.0	26.7	5.0	0.8	3.3	50.8	5.8	7.5	12.7
60~64歳	74	100.0	0.0	24.3	9.5	0.0	2.7	43.2	14.9	5.4	8.5
65~69歳	56	100.0	0.0	23.2	12.5	0.0	0.0	44.6	14.3	5.4	6.8
70~74歳	27	100.0	0.0	7.4	14.8	0.0	0.0	55.6	11.1	11.1	4.5
75~79歳	19	100.0	0.0	10.5	42.1	5.3	0.0	31.6	10.5	0.0	5.6
80~84歳	12	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	58.3	8.3	0.0	7.6
85歳以上	13	100.0	0.0	7.7	46.2	0.0	0.0	30.8	15.4	0.0	9.8

(注)
 データは全国世帯14,731世帯にアンケート調査を実施したもの。
 (有効回収数12,594世帯)
 ・左記の調査結果は、過去5年間における現住地へ男性の移動者(3,286人)について、年齢別に移動理由を調査したもの。

国立社会保障・人口問題研究所 第5回人口移動調査(H13.7)

2

年齢別、過去5年間における現住地への移動理由（女性）

- 15～19歳の世代では、「入学・進学」が高い割合を占める。
- 20～24歳の世代では、「職業上の理由」、20～34歳の世代では「結婚・離婚」が高い割合を占める。
- 75歳以上の世代では、「親や子との同居・近居」が高い割合を占める。

年齢別、過去5年間における現住地への移動理由（女性）

(%)

年齢	総数	(%)	入学・進学	職業上の理由	親や子との同居・近居	親や配偶者の移動に伴って	結婚・離婚	住宅を主とする理由	その他	不詳	移動者割合
女総数	3,329	100	1.8	7.5	8.0	14.6	18.6	35.6	9.3	4.8	22.3
15～19歳	128	100	15.6	10.9	3.1	17.2	3.1	39.1	6.3	4.7	18.2
20～24歳	306	100	8.8	27.8	4.6	5.2	20.9	22.5	6.9	3.3	36.6
25～29歳	631	100	0.8	8.4	5.2	6.8	46.8	18.5	9.8	3.6	57.6
30～34歳	545	100	0.0	7.0	6.6	11.0	30.8	29.0	10.3	5.3	52.0
35～39歳	325	100	0.9	4.6	6.8	13.8	15.4	45.8	9.8	2.8	32.1
40～44歳	208	100	0.0	4.8	8.7	13.5	7.7	48.1	11.5	5.8	20.6
45～49歳	123	100	0.0	4.9	13.8	8.9	5.7	55.3	8.1	3.3	11.1
50～54歳	181	100	0.0	6.1	11.0	7.7	4.4	51.4	10.5	8.8	12.4
55～59歳	93	100	0.0	6.5	10.8	10.8	5.4	41.9	15.1	9.7	9.3
60～64歳	59	100	0.0	8.5	11.9	13.6	1.7	42.4	10.2	11.9	6.3
65～69歳	59	100	0.0	5.1	16.9	3.4	0.0	59.3	11.9	3.4	6.8
70～74歳	46	100	0.0	4.3	21.7	4.3	2.2	54.3	10.9	2.2	6.2
75～79歳	35	100	0.0	0.0	45.7	5.7	0.0	37.1	8.6	2.9	7.2
80～84歳	31	100	0.0	0.0	38.7	3.2	0.0	48.4	6.5	3.2	8.8
85歳以上	24	100	0.0	4.2	50.0	0.0	0.0	25.0	16.7	4.2	9.1

(注)

- ・データは全国世帯14,731世帯にアンケート調査を実施したもの。(有効回収数12,594世帯)
- ・左記の調査結果は、過去5年間における現住地へ女性の移動者(3,329人)について、年齢別に移動理由を調査したもの。

国立社会保障・人口問題研究所 第5回人口移動調査(H13.7)

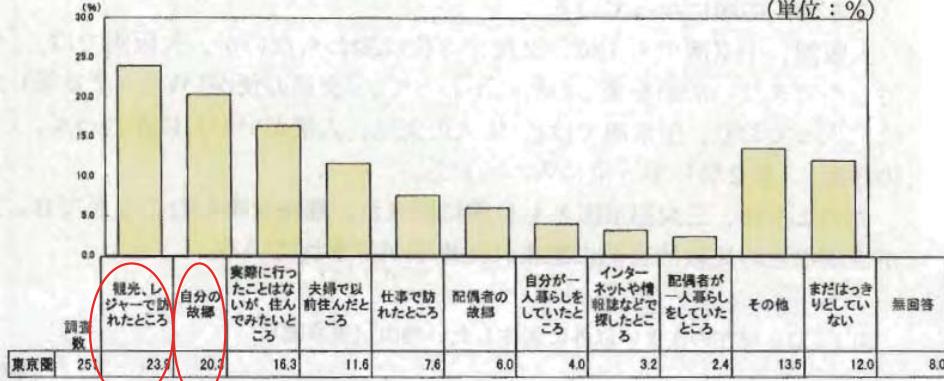
3

団塊世代のU・Iターン先を選ぶ理由

- 東京圏在住で移動を希望する団塊の世代のU・Iターン先を選ぶ理由として、「観光レジャーで訪れたところ」(23.9%)、「自分の故郷」(20.3%)への希望割合が高くなっている。

図1-10-1 居住希望地域と自分との関係（東京圏）

(単位：%)



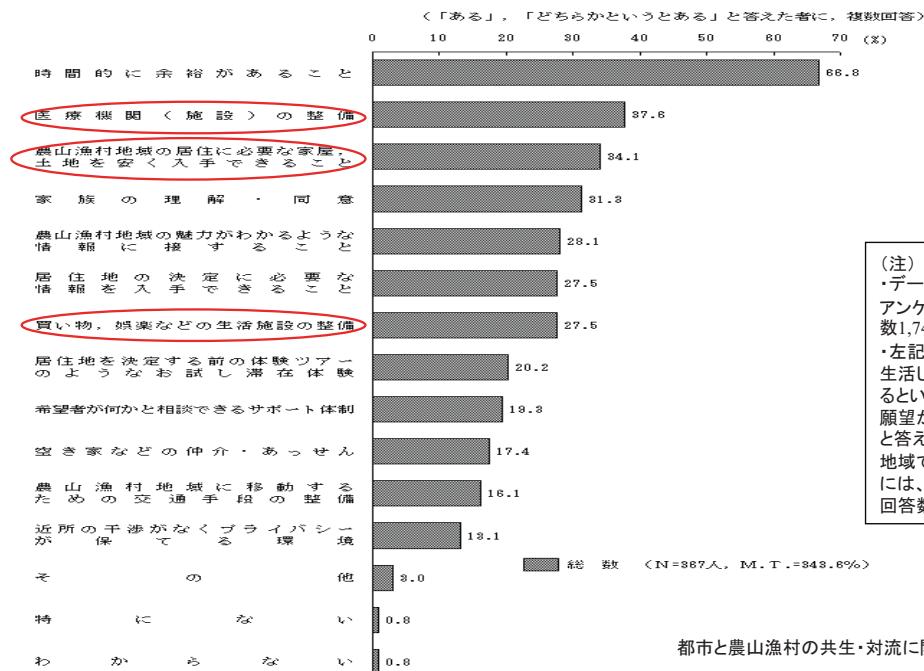
(注)

- ・データは三大都市圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県)に居住している団塊世代(1947年～49年生まれ)の男女5,250人にアンケート調査を実施したもの。(回収数1,875人)
- ・左記の調査結果は、東京圏に在住の回収者(621人)のうち、今後10年間の希望する暮らし方を聞いたところ、「移動を希望する」「(移住希望者)と「現在地複数居住希望者」の合計(40.4%)と回答した者251人に對して、居住希望地域と自分との関係を質問した回答(複数回答可)。

二地域居住をするために必要な条件

○平日は都市部で生活し、週末は農山漁村地域で生活するといった二地域での居住をしてみたいという願望を実現するために必要な条件として、「医療機関(施設)の整備」(37.6%)、「農山漁村地域の居住に必要な家屋、土地を安く入手できること」(34.1%)、「買い物、娯楽などの生活施設の整備」(27.5%)が一定の割合を占める。

図10 原望を実現するために必要なこと



(注)

・データは全国20歳以上の者3,000人にアンケート調査を実施したもの。(回収数1,746人)

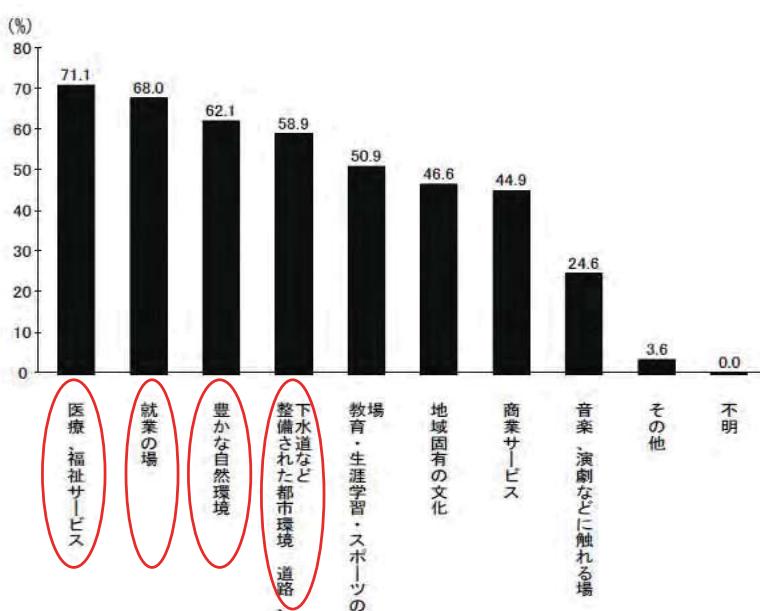
・左記の調査結果は、平日は都市部で生活し、週末は農山漁村地域で生活するといった二地域での居住をしてみたい願望が「ある」、「どちらかといふとある」と答えた者(367人)に、都市と農山漁村地域での二地域居住の願望を実現するには、どのようなことが必要かと聞いた回答数(複数回答可)によるもの。

都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査(H17.11 内閣府)

5

地域が生き残るために必要な要素

○地域が生き残るために大切な要素として、「医療・福祉サービス」(71.1%)、「就業の場」(68.0%)、「豊かな自然環境」(62.1%)、「整備された都市環境」(58.9%)が高い割合を占める。



(注)

・データは全国18歳以上50歳未満の男女6,000人にアンケート調査を実施したもの。(有効回収数3,329人)

・左記の調査結果は、9つの選択肢を示し、地域が生き残るためにどのような要素が大切であると考えるかという質問において複数回答可として回答されたもの。

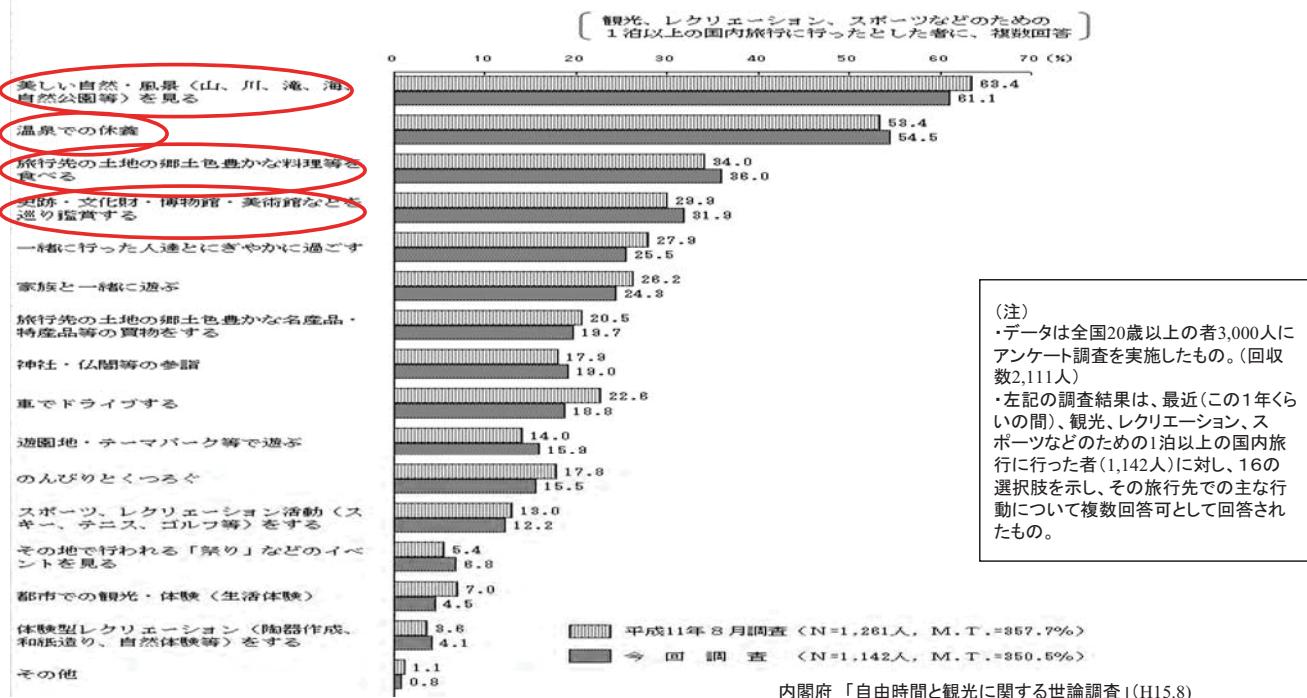
「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会、第8回生活・地域WG インターネット調査(H16.11.18)

6

国内旅行先での主な行動

- 観光、レクリエーション、スポーツなどのための1泊以上の国内旅行に行ったとした者のその旅行先での主な行動として、「美しい自然・風景」(61.1%)、「温泉での休養」(54.5%)、「旅行先の土地の郷土色豊かな料理等を食べる」(36.0%)、「史跡・文化財・博物館・美術館などを巡り鑑賞する」(31.9%)が高い割合を占める。

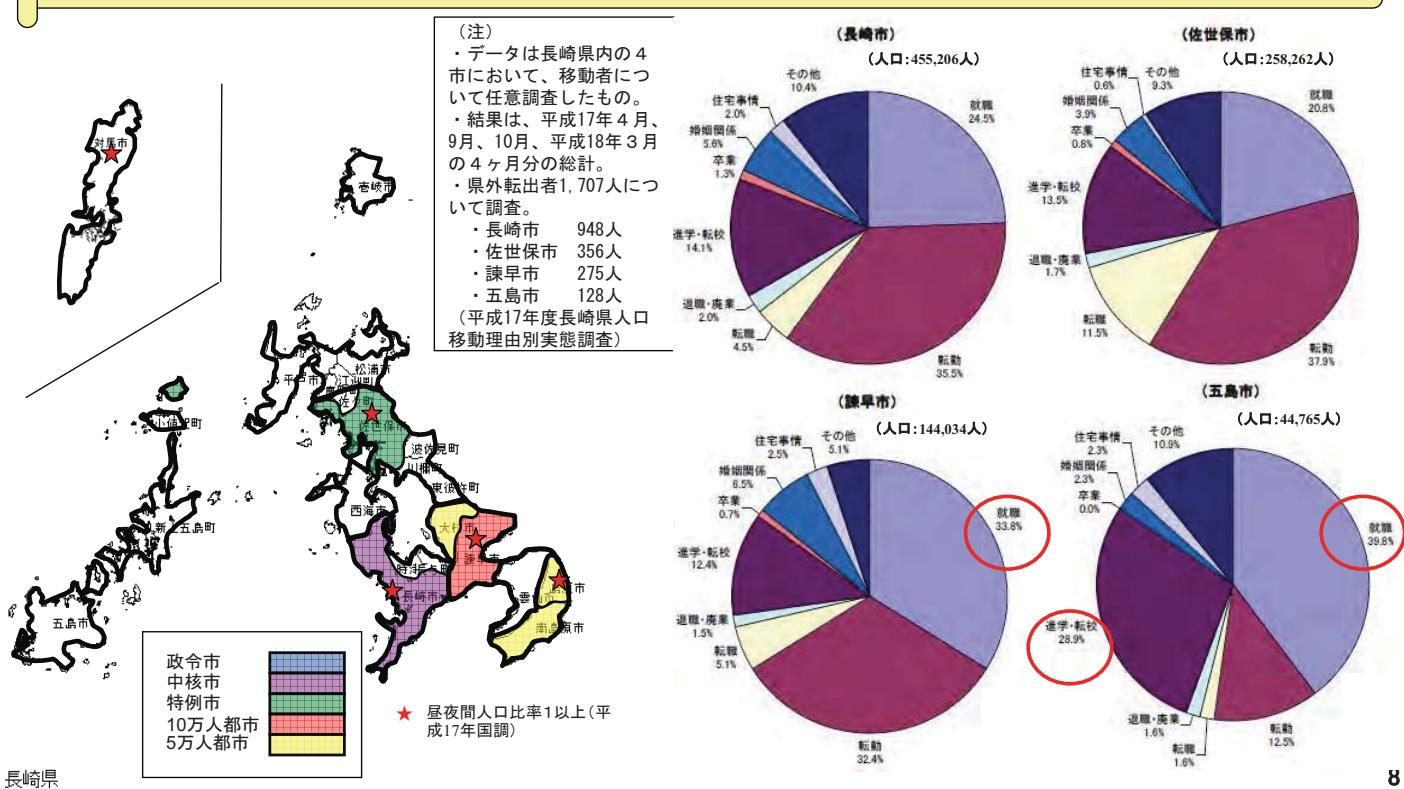
図8 国内旅行先での主な行動



7

県外転出の理由割合（長崎県）

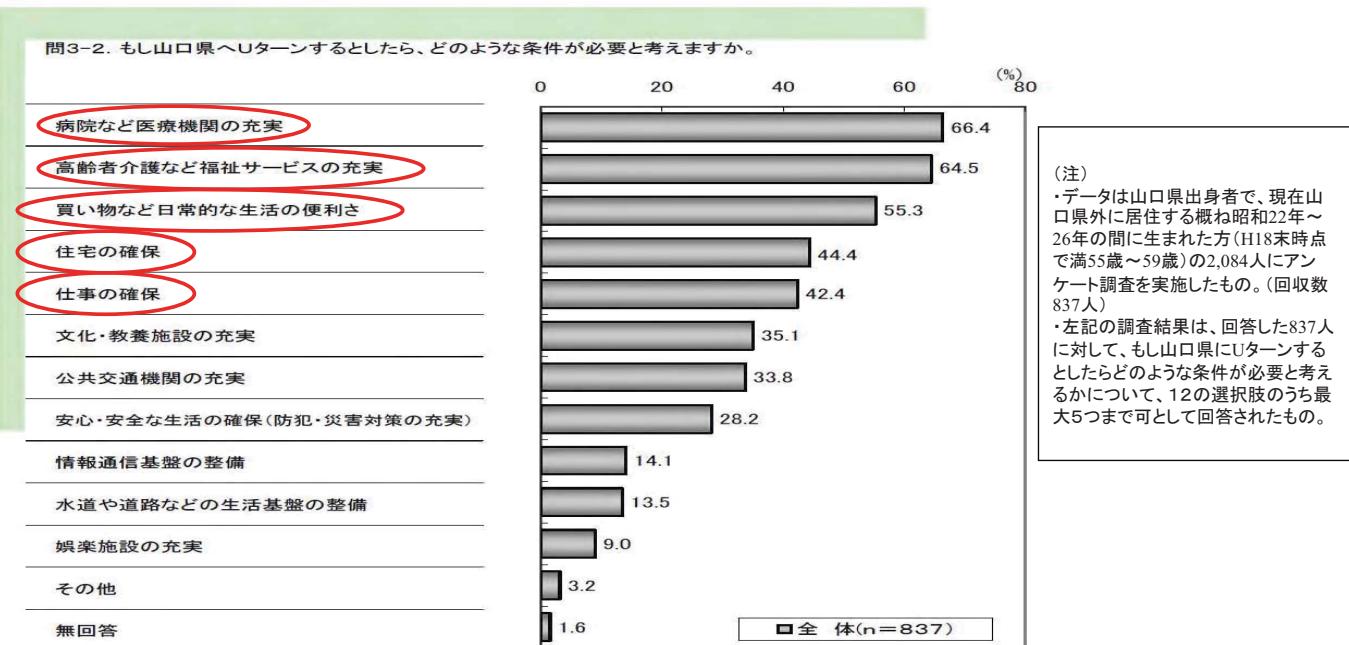
- 長崎県の県外転出で見た場合、長崎市、佐世保市では、転勤、次に就職が高い割合を占めている。
 ○諫早市では、転勤よりも就職が高い割合を占めており、五島市では、就職に続いて進学・転校が高い割合を占める。



8

Uターンに必要な条件（山口県）

○Uターンに必要な条件として、「病院など医療機関の充実」(66.4%)、「高齢者介護など福祉サービスの充実」(64.5%)、「買い物など日常的な生活の便利さ」(55.3%)、「住宅の確保」(44.4%)、「仕事の確保」(42.4%)が高い割合を占める。



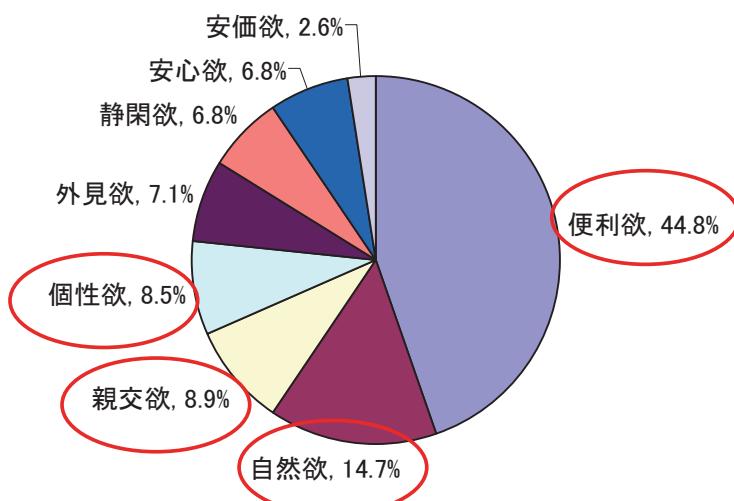
山口県へのUターンに関するアンケート調査(H18.11 山口県地域振興部地域政策課)

9

生活者が生活圏に求める8大欲求（1）

○生活者が生活圏に求める8大欲求のうち、「便利欲」(44.8%)、「自然欲」(14.7%)、「親交欲」(8.9%)、個性欲(8.5%)が上位4欲を占めている。

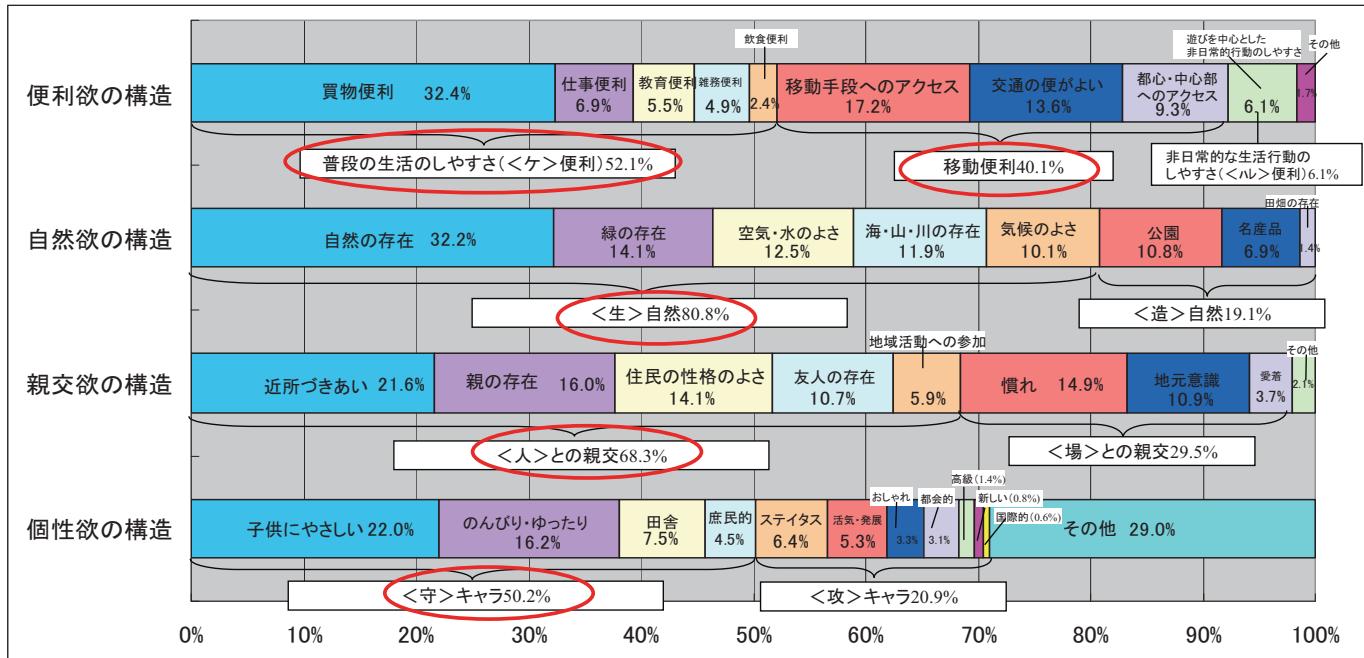
生活者が生活圏に求める8大欲求



(注)
・データは全国47都道府県1,048人へインターネット調査を実施したもの。
・左記の調査結果は、1,048人のうち「現在住んでいる地域エリアに満足している」839人が、一人あたり5個ずつ回答した地域への満足理由の4,233の回答を分類したもの。
・「生活圏」とは、特定の地域に居住する人たちの恒常的な生活行動の場所、その範囲をいう。(日本大百科事典)

生活者が生活圏に求める8大欲求（2）

- 便利欲の構造として、「非日常的な生活行動のしやすさ<ハレ便利>」(6.1%)よりも、「普段の生活のしやすさ<ケ便便利>」(52.1%)、「移動便利」(40.1%)が大きな割合を占めている。
- 自然欲の構造として、「造られた自然」(19.1%)より「生の自然」(80.8%)が高い割合を占める。
- 親交欲の構造として、「場」との親交」(29.5%)より「人」との親交(68.3%)が高い割合を占める。
- 個性欲の構造として、「先鋭的な個性（「攻」キャラ）(20.9%)より、「温和で柔らかいイメージのもの（「守」キャラ）」(50.2%)が高い割合を占める。



博報堂生活総合研究所「未来系地域生活」調査(H19. 4)

11

年代毎に見た定住の為に必要な機能

<20歳>

- 地元に残りたいのに行くかざるを得ない層に、地元に残る選択肢を与える。

<40歳>

- 子どもの独立や親の介護に伴うUターン者の移住。
- 地方の生活に魅力を感じているIターン者の移住。

<60歳>

- 希望する人が生き甲斐を持って可能な限り住み続けられる環境の整備。
- 第2の人生における新たな可能性を育める環境。

必要な機能

- 雇用の場
- 就学の場
- 子供を産み育てる環境
- 公共交通機関
- 消費機会・娯楽の場

必要な機能

- U・Iターン者の雇用の場
- U・Iターン者の住宅
- 消費機会・娯楽の場
- 親の介護に必要な環境
- 子どもの教育の場

必要な機能

- 医療福祉環境
- 徒歩圏内で必要な日常生活に必要なものを満たせる場
- 地域内交通
- 今までの経験を活かせる社会貢献の場

各世代に共通した必要な機能

- 豊かな自然環境
- 地域コミュニティ
- 安全・安心な食料の生産
- 地域固有の歴史・文化

12

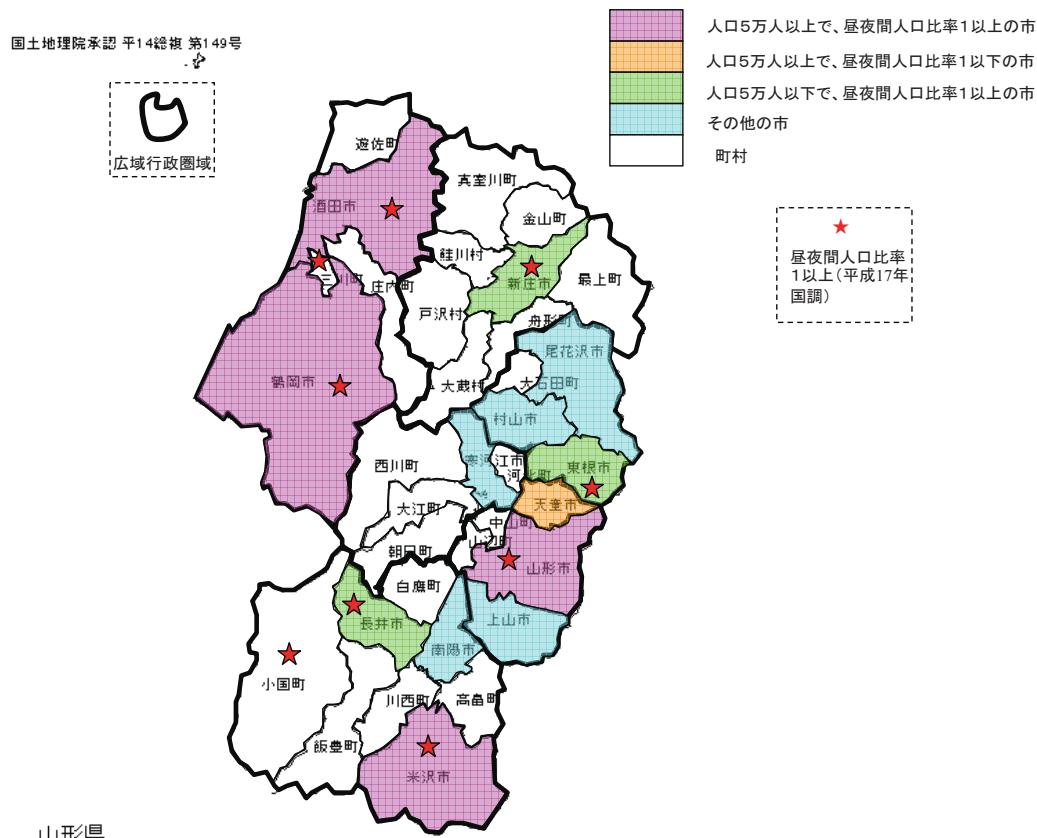
目指すべき都市機能のイメージ

	医療・福祉	教育	消費・金融	情報・娯楽・文化・スポーツ	交通・生活基盤
目指すべき 都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター ・高度医療(脳疾患・心臓疾患)対応病院 ・24時間対応小児科専門病院 ・一般病院 ・救急告示病院 ・老人ホーム ・保育所 ・放課後児童クラブ ・児童相談所 ⋮ ⋮ 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 ・各種専門学校 ・大手予備校 ・幼稚園 ・高校 ・学習塾 ・英会話学校 ⋮ 	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店 ・大型書店 ・ショッピングセンター ・遊興飲食店 ・銀行 ・商店街 ・ホームセンター ・家電量販店 ・大型スーパー ・消費者生活センター ⋮ 	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館・博物館 ・図書館 ・文化ホール ・映画館 ・都市公園 ・フィットネスクラブ ・カルチャーセンター ・旅館・ホテル ・光インターネット基盤 ・都市型CATV ⋮ 	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線駅 ・鉄道ターミナル駅 ・バスターミナル ・空港アクセスバス ・高速バス発着駅 ・高速道路のIC ⋮

(注)下線部は市町村単位の統計データがあるもの。

13

山形県における市町村の現況



検討の視点(案:ver2)

【地方圏の現状と課題】

- 地方には、「人、土地、ムラ」に加え、「誇り」の空洞化現象が起きており、自信を失い、格差感が生じている。「暮らしのものさし」をつくるで誇りを取り戻すことや、地域をどこがどうやって支えるかを考えることが急務ではないか。
- 地方中小都市にまで空洞化が「里下り」している。限界集落対策のためにも、都市を含めた圏域全体の活性化を考える必要があるのではないか。
- 少子化の中で「過密なき過疎」の時代が到来する。根本的な問題である少子化問題に取り組む必要がある。東京圏は出生率が低く、地方定住の促進は、少子化対策の観点からも意味があるのでないか。

【合併の進展とこれまでの広域行政圏施策、都市の規模能力の向上】

- 行政機能の分担を主な目的としていたこれまでの広域市町村圏等の施策は、いわば機能的合併であり、平成の合併が進展した現在、その役割を終えつつあるのではないか。
- 人口5～10万以上の都市が人口のかなりの部分をカバーしている。市町村合併により都市の規模や能力が向上していることとも考えれば、都市が周辺地域も含めた圏域全体の経営に大きな役割を果たすべきではないか。

【コミュニティの重要性と住民意識】

- 自治体が拡大するのに応じて、コミュニティの重要性も増加している。住民が、少子化の現状なども含め、地域の課題をしっかりと自覚し、地域づくりに参画していくことにより、その納得感を高めることができるのではないか。

【中心都市と周辺地域】

- 中心都市が、周辺地域を含めた圏域全体の暮らしに必要な都市機能(ダム機能)を集約的に整備し、周辺地域が有する豊かな環境と交流・連携していく、「集約ヒットワーク」の考え方方が重要ではないか。
- 周辺地域については、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの対応が必要ではないか。

【圏域に求められる機能】

- 世代ごとにライフスタイルに対する意識も異なる。各人のライフステージごとに、多様な選択肢が提供され、「ワーク・ライフ・バランスなども含め、地方定住に価値や意味を見い出せることが重要であり、そのための機能整備や教育・情報提供が必要ではないか。
- 行政機能だけでなく、住民の生活機能の確保が重要であり、市場の視点も含めた民間機能の活用を考えるべきではないか。
- 人口流出を食い止める「守り」の機能だけでなく、新しいライフスタイルを提案し、積極的な人口流入を促す「攻め」の機能も必要ではないか。
- 医療や教育機能が重要であるが、若者が集まり賑わいをもたらす身近な都市機能も重要ではないか。

【圏域のあり方】

- 圏域は生活者の実感が積み重なったものであるべき。必ずしも日本全国を全ての機能を備えた単一圏域が力バーする必要ではなく、複数の圏域や機能が重複したり、県境を越えたりすることもあり得るのではないか。
- 圏域は固定的なものとすることもなく、ダム機能の整備を中心的な役割を果たすべき都市の姿を明らかにすることによって、自ずと圏域の姿も明らかになるなどの工夫が必要ではないか。

- 三大都市圏などについては、都市機能をはじめ、市町村合併や広域行政圏の現状も異なることなどから、別途、考えることが必要ではないか。
- 定住自立圏によって解決できない地域がある場合には、別途、対策を考えることが必要ではないか。

【圏域での施策の展開】

- 各省縦割りを脱して共通の基本理念を構築し、国土形成計画との連携等も踏まえた上で、総合的に施策が展開されるべきではないか。
- 地域の自立的成長を促すという観点から、「人」の視点が重要であり、専門的な人材の中長期滞在などにより、人材のダイナミズムを促進し、若者が一旦離れて戻ってくるような人材サイクルを構築する仕組みが必要ではないか。

○ 農山村では少額の追加所得でも大きな力になる。新しい地域産業のあり方を工夫することで、「カネとその循環」をつくることが重要ではないか。

○ 食料自給率の低下や食の安全が課題となる中で、農業にはビジネスチャンスがあるのではないか。

○ 産業振興や観光を通じた雇用の場の確保、機能連携や在宅デリバリーも含めた医療・介護の確保、都市機能を支える社会資本の整備、人材サイクルの構築、情報発信力の強化、治安の確保、都市と農村の交流などの施策が必要ではないか。